

令和5年度
第3回東京都歯科保健対策推進協議会
会議録

令和6年2月9日
東京都保健医療局

(午後6時00分 開会)

○田村歯科担当課長 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回東京都歯科保健対策推進協議会を開催いたします。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、医療政策部歯科担当課長の田村でございます。議事進行を座長にお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員ですが、事前に欠席の連絡をいただいておりますのが、資料1の名簿に従いますと、No.2の福田委員、またNo.6の澤田委員、No.12の水口委員、No.15の岩野委員が欠席のご連絡をいただいているところでございます。

本日はWEB会議での開催とさせていただきます。円滑に進行できるよう努めますが、会議中は、機材トラブル等が起きる可能性もございますので、何かありましたらその都度ご指摘いただければと存じます。

会議時間は1時間程度を想定しております。円滑な意見交換が行えますようどうぞよろしくお願いいたします。

また、2点お願いがございます。ご自身が発言される時以外は、マイクはミュートにしてくださいようお願いいたします。また、発言される際には、Teamsの挙手ボタンを活用いただき、冒頭に所属とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

続きまして、お配りしてございます資料2をご参照ください。こちらは、本協議会の設置要綱でございまして、第8にございますとおり、本会は公開とさせていただきたいと思っております。また記録のため録音をいたしますことを、委員の皆様方には予めご了承いただきたく存じます。

なお、全庁の方針によりまして、情報公開の観点から、本会においても会議資料や発言者名を含む会議録全文については、東京都のホームページに公開する予定でございます。

それでは、開会に当たりまして、医療政策担当部長岩井よりご挨拶申し上げます。

○岩井医療政策担当部長 皆様、こんばんは。保健医療局医療政策担当部長の岩井でございます。

委員の皆様には大変ご多忙のところ本協議会にご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の主な議題ですが、今年度、約1年をかけて改定に向けて検討を重ねてまいりました東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第1次改定)及び東京都保健医療計画(第7次改定)の案についてご議論をお願いしたいと存じます。

先月、能登半島で地震が発生しまして、その避難生活が長引く方もいらっしゃる中で、平時はもとより、災害時における歯と口の健康の重要性というのを改めて認識しているところでございます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと存じますので、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田村歯科担当課長 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の資料でございますが、委員の皆様には、事前にメールにて送付して確認をお願いしているところでございます。

次第に記載のとおりになってございますが、資料の5、東京都保健医療計画第7次改定案につきましては、若干資料に不備がありましたので、後で修正版をお送りしておりますので、そちらを見ていただくようお願いできればと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、笹井座長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

○笹井座長 改めまして、笹井でございます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、これより議事を進めてまいります。議事(1)協議事項の1点目、東京都歯科保健推進計画(第一次改定)についてでございます。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○田村歯科担当課長 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定)についてご説明いたします。

資料のまず3をご覧くださいと思います。主な変更点を説明いたします。

まず、表紙ですが、前回との変更点といたしましては、タイトルで第一次改定と変えさせていただいております。これまでは第二次と書かせていただいたんですが、他の計画との整合性を図るため、保健医療計画と合わせて第一次改定という表現に変えさせていただいております。

続きまして、次のページをめくっていただいて、局長の挨拶を載せさせていただいております。ここが新規となっております。

続きまして、資料の中身につきましては、前回までは素案として第3章までお出ししていたんですが、今回、第4章として参考資料をつけてございます。ページ数では63ページ以降の部分が参考資料として追加されている部分となります。

内容としましては、策定の経緯や、国の基本的事項、用語解説、基礎データというところを載せております。こちらも併せてご参照いただければと思います。

本文の内容に追加したところとしましては、4ページになります。ここに今回新しく概要版を付けさせていただいております。

横版の紙で言いますと、A3版の形になるんですが、それぞれの柱の1、柱の2、柱の3、柱の4、重点事項について、現状、課題、取組、指標というところを、要約版として簡潔にまとめさせていただいているところが、新しく追加された資料となっております。

その他で内容につきましては、大きく変えたところはございません。細かな文言修正等がございますが、前回の資料から基本的には内容等は大きく変わっていないというところになります。

内容の変更ではないんですが、今、国で診療報酬改定作業が行われているところがございます。資料のページ数では35ページのところになるんですが、丸の3つ目です。

国は、歯科疾患の重症化予防に取り組むかかりつけ歯科医の機能を評価するため、平成28年度より、必要な施設基準を満たした医療機関から、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届け出を受け付けています。

このかかりつけ歯科医機能強化型診療所につきましては、国の診療報酬改定の議論の中で、次の改定の中では名称が廃止されて違う名称に変わるということが、今示されているところです。

そのため、この「か強診」と呼ばれるものですが、こちらの名称が変わるといのは、国で議論されている状況ですが、まだ4月にならないと最終的に確定しない状況がございますので、こちらの文言は修正せずに、事務局としては、このままの形で計画として発行していき、次年度以降、国の新しい名称に合わせて、表現や指標の取り方といったところを議論できればと考えているところがございます。

国では、今「か強診」の内容も見直して、口腔機能の評価につきましても、かかりつけの診療所の機能として、診療報酬上の評価に加えられると聞いておりますので、よりかかりつけの機能という部分が評価されるのではないかなと考えているところがございます。

資料の3の説明は以上になります。

引き続きですが、資料の4のご説明に入りたいと思います。

この第一次改定素案に対しまして、12月26日から1か月間、意見照会を行ってございます。

まずパブリックコメントですが、こちらにつきましましては、12月26日から1か月間実施したんですが、残念ながら意見は1件も来なかった状況になってございます。

また、区市町村の意見照会につきましましては、2件意見が来ておりまして、1件目は多摩市からのご意見という形になっております。

内容としましては、障害者の歯科医療に関する部分で、人材育成や医療提供体制の構築に取り組んでほしいというような内容でございます。

こちらの回答としましては、既に計画の中にそういった内容を盛り込んでございますので、都としては身近な地域において、障害者に対して定期的、継続的に口腔健康管理を行う歯科医師等の育成に取り組んでいきますというところ。また、障害の状態により、地域では治療が難しい場合に、より専門的な歯科医療を受けることができるよう、障害者歯科医療提供体制の整備・充実を推進していきますと答えることとしておりまして、特段、計画の文言の修正は行わないとなっております。

2つ目、練馬区からの意見でございます。

こちらにつきましましては、オーラルフレイルの予防に関しては、口腔機能の低下を防止するため、口腔機能の維持向上に関する知識の普及啓発が必要であるというところで、特に、高齢期ではなく、壮年期からの啓発についての記載をしてはどうかとご意見いただいております。

この計画では、成人期の部分に関しましては、18歳から64歳と定義しておりまして、国では、壮年期だったり、中年期というところを定義されているんですが、前回、協議会でお諮りさせていただいたんですが、国の文言に合わせて壮年期といった表現を使うことはしないという整理をさせていただいております。

そういったところもございまして、この表現は使わず、成人期に対しての取組の普及啓発をしていくというところを回答させていただいております。

また、都としましては、壮年期という年齢の高い部分ではなく、より若い世代、青年期、18歳から30歳に対してかかりつけ歯科医を持つ方が少ない状況を踏まえ、学校や企業の歯科口腔保健への意識や行動変容を促していきますというところで、こちらの計画の意図としては、より若い世代に対しての啓発を進めていくというところを重視しておりますので、こちらに関しましても特段、計画の文言に関して変更せず、修正を加えることはしないと考えます。

説明は以上でございます。

○笹井座長 ありがとうございます。

皆様、これからご意見などをいただくのですが、初めに、この計画の改正にあたりましては、歯科保健推進計画検討評価部会で今年度を通してご議論いただいていたところでございます。

検討評価部会の副会長でございます平田委員から、事務局の説明の補足やご意見がございましたらお願いいたします。

○平田委員 平田でございます。本日は評価部会の部会長を務めていらっしゃる福田先生がご欠席ということで、事前に福田先生ともお話をさせていただいて、ご意見を承ってきたところでございます。

先ほど事務局からありました、かかりつけ歯科医機能強化型、いわゆる「か強診」の見直しがかかるということは明らかになっているわけですが、4月に詳細、決定事項が明らかになって、6月から実施される状況にあって、今回のこの指標を見直すのは時期的に無理があるだろうという話をしたところでございます。

ただ、今回のこの第3回の推進協議会の議事として、次年度以降に新たな体制になっても引き続き検討を加えるということを明らかにした上で、文言は訂正せずにこのまま最終版とするのが妥当でないかということで、お話しさせていただいたところでございます。

○笹井座長 どうもありがとうございました。

では、皆様からのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。何かございましたら最後のところでまたご発言いただけますので続けていきます。

次に、協議事項の2点目でございます。「東京都保健医療計画（第七次改定）について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○田村歯科担当課長 それでは、東京都保健医療計画（第七次改定）について説明いたします。資料5をご覧くださいいただければと思います。

基本的には、前回お出しした内容で変わってはいないところではございます。ただ、書きぶりとしまして、2ページ目のところですが、出典、調査について、例えば2の都民の歯科保健に関する知識と行動の状況というようなところで、書き出しの部分で、「東京都歯科診療所患者調査（令和4年度）では」みたいな形で、前は最後の部分に調査の出典を書いていたんですが、前段に持ってきているというところがございます。

ほかの調査に関しましても同様な形で、書きぶりとして前に持ってきているというところがございます。内容の変更はないんですが、そういった書きぶりの変更をさせていただいているところがございます。

後のページにつきましては、小さな文言修正はしてございますが、大きな内容の修正はないところです。

説明については以上でございます。

○笹井座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、ご意見やご質問がございましたらお願いします。

荒井委員、どうぞお願いします。

○荒井委員 東京都社会福祉協議会の荒井と申します。

この計画の中でということになるのかどうかというところなので、ピントがずれてしまっていたら大変申し訳ないと思っているところですが、今回の計画のところでも、大規模災害が起きたときの歯科保健医療対策という項目が、4ページのところにも記載があるようです。

さっきの全体の推進計画のところにも重点ということで、その辺りの項目を入れていただいているのかと思うのですが、今回の能登半島の地震の状況なども踏まえますと、メディアの取材でも、この口腔衛生のフォローに入っている方のニュース等も拝見したりしているわけですが、水がない状況であるとか、避難が長引いていく中で、非常に重要な口腔衛生のところに、その問題だと思わんですが、なかなか取組みですとか、実際にできることが、どういう形で事前の準備を備えたりとか、実際そういう場面にどういうことができるのかというところが、少し優先順位としては下がってしまっているところもあるのかなと思っていました。

ただ、今回の、直近で起きている震災のご経験ですとか、状況というところも踏まえて、東京都としても今後、この大規模災害が起きたときに備えた対策ですとか、これまでに立てたものから何かブラッシュアップすべきところがあるのかなのか、そういったところの議論ですとか、備えというものができたらいいのではないかなと強く思っておりまして、意見みたいな形ですが述べさせていただきました。ありがとうございます。

○笹井座長 では、事務局からお願いします。

○田村歯科担当課長 ご意見ありがとうございます。

私どもも当然、災害時の歯科口腔保健というものは非常に大事だと考えてございます。

今回の計画では、まずは災害時歯科医療救護活動ガイドラインという平成29年につくられたものがあるんですが、こちらの内容が主に歯科医療救護に特化した内容でございました。

ただ、歯科に関しては、今報道等にございますように、どちらかと言いますと、避難所における口腔ケアというところが非常に重要になってきます。

こちらの内容が現在のガイドラインの中には全くというわけじゃないですが、ほとんど盛り込まれていない状況がございますので、その部分に関して、来年度この検討評価部会、そして協議会を通じまして、ガイドラインを改定していく予定でございます。

その中で、その記載を非常に厚くしていく予定でございますし、次年度の検討評価部会の中に、アドバイザーとしまして、今回の能登半島地震でも、日本歯科医師会のアドバイザーとして入って

いらっしゃいます中久木先生という災害歯科支援の専門家の先生を、アドバイザーで委嘱しようと思っておりますので、そういった体制を整えながら、次年度の中で詳しくそういったところの話をしていければと考えている次第であります。

○笹井座長 ほかほかございますか。では、よろしいでしょうか。

では、次に移ります。協議事項の3点目でございますが、令和6年度歯科保健医療関係事業についてでございます。

本事項のうち、8020運動推進特別事業の実施については、補助条件として8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の開催が定められておまして、当協議会がそれを兼ねているということでございます。

例年、当協議会においてお諮りすることとなっておりますので、本件については、最後にご承認いただけるかどうかをお聞きいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○市川課長代理 よろしく申し上げます。歯科医療担当課長代理の市川と申します。説明させていただきます。

令和6年度歯科保健医療関係事業について説明いたします。資料6をご覧ください。

まず、東京都8020推進運動特別事業は、都における8020運動に対する政策的な事業を実施するとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことにより、都民の歯科疾患予防等の歯と口の健康づくりを推進することを目的に実施しております。

令和5年度におきましては、歯科口腔保健の推進に携わる人材に対する研修事業として、資料6に記載しております3つの研修、講習会を実施させていただきました。

まず1つ目が、多数歯う蝕のある子供たちに対する支援のための歯科医療従事者向け研修会といたしまして、令和6年1月21日金曜日に実施をさせていただいております。

多数のう蝕のある子供や保護者に対する歯科専門職と多職種連携による指導や支援を実施する人材の育成や連携の促進を図るため、歯科医療従事者向けに開催させていただいて、評価といたしましては、こちらに記載させていただいているような内容となっております。

2点目が多職種向け食育支援講習会ということで、昨年10月2日の月曜日に開催させていただいております。

こちらは子育て支援や成人期、高齢期における食を通じた健康づくりなど、生涯を通じた食生活を支える歯と口の健康づくりの取組を進めるための人材育成としまして、開催させていただいておまして、こちらのテーマで実施させていただきました。

2ページ目になりますが、3. 在宅歯科医療研修会ということで、既に実施させていただいているんですが、今年度は第3回目として、3月25日月曜日に実施予定としております。

現在調整中とありますが、第1回、第2回とこちらの日時で開催させていただいておまして、都内の在宅介護の提供体制の充実を図るために、歯科医師や歯科衛生士を対象として、それぞれ実施しております。

各研修とも、4段階評価で3.6前後の評価となっております。そのうち8割から9割の参加者

に、評価3以上の評価をいただいております、概ね好評いただいているところでございます。

続きまして、次年度の子定になります、資料7になります。こちらも今年度実施した3研修につきまして、引き続き開催させていただきたいと思っております。全ての研修について、オンラインでの開催を子定しております。

事業の実施に際しまして、今年度同様にこれまでの研修実績や、研修の企画、講師の選定等にあたって、その専門性や経験を有している公益社団法人東京都歯科医師会への委託により実施させていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

続きまして、資料8をご覧ください。令和6年度の歯科保健関係事業の新規事業を掲載したものになっております。

全部で4事業を子定しております。

まず1つ目は、青年期歯科口腔保健推進事業です。

う蝕や歯周病の罹患リスクが高まります青年期世代に対して、歯科保健推進計画で定めているところの概ね18歳から30歳の人を対象にして、日常的な口腔ケアや定期的な歯科健診の重要性に関する理解促進を図ることによって、歯科口腔保健に関する意識の向上や行動変容を促すことを目的としております。

実施内容としましては、若い世代に対して、訴求力のある媒体、著名人などのインフルエンサーを採用した動画の作成や配信、企業等を通じた歯科健診の重要性への認識を促すような取組を想定しております。

続きまして、2点目が障害者医療設備整備補助事業です。

こちらは都内の障害者への歯科医療提供体制の充実を図るため、全身麻酔や鎮静法などの専門的な歯科医療を提供する医療機関に対して、必要な医療機器等の整備に係る費用を補助することによって、その取組を促進することを目的としております。

対象としましては、都内の病院や診療所などの医療機関、区市町村、公的団体、民間事業者を対象としたものとして、対象経費や基準額等については記載のとおりとなっております。障害者を全身管理下で歯科治療する場合に必要な医療機器として、障害者歯科ユニットや、麻酔器、心電図モニター、シリンジポンプ、AEDなどを想定しております。

2枚目に進みまして、3点目は歯科健康診査受診促進事業です。

こちらは、予算額が25億円となっているんですが、こちらが事業名の横に記載させていただいております保健医療政策区市町村包括補助事業として、東京都が区市町村向けに実施している保健医療に関する補助事業メニューの一つとなります。そのメニューの中にはがんの受診促進事業であったり、その他の保健医療に関するものが盛り込まれており、その中の一つのメニューとして今回実施することを想定しております。

目的としましては、高齢者をはじめとした都民の歯の健康づくりの推進のために、区市町村で実施している成人対象の歯科健康診査や、その受診促進を図ることを支援することによって、区市町村の歯科健診の受診率の向上や地域間格差等の解消を図ることを目的として実施させていただきたいと思っております。

対象経費としては、受診促進に係る取組や歯科健診に係る費用を見込んでおります。

最後4点目になりますが、こちらは災害時歯科医療救護活動ガイドラインの改定です。

先ほど課長の田村からご説明させていただきました、平成29年に策定した、災害時歯科医療救護活動ガイドラインの改定によって、歯科保健活動に関する内容の充実を図ることで、区市町村における災害時歯科保健医療活動の体制整備を進めることにしております。

事業概要としましては、こちらの協議会の下部組織に当たります、東京都歯科保健推進計画検討評価部会で、こちらの会合を年間3回開かせていただき、先ほどお話がありましたとおり、有識者の委嘱を予定しているところでございます。

来年度の新規事業の説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○笹井座長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました委託事業につきましては、東京都歯科医師会へ委託するというところでございますので、都事務局の令和5年度実施報告に関して、東京都歯科医師会の北村委員、何か補足等はございますか。

○北村委員 北村でございます。

令和5年度の8020運動推進特別事業ですが、この3つの事業は、全てでWeb配信の需要が高く、昨年と同水準の受講者数となりました。そのため、次年度もWeb開催方式を中心として事業を実施していきたいと思っております。

また、在宅歯科医療研修会について、保険請求に関する講演を予定しておりまして、従前より保険の絡みなので、受講者から対面開催のほうがいいということでしたので、本3月25日(月)に対面開催にて予定をしております。

実施後のアンケートをいろいろ取りますが、それを参考に、今後の研修会とか講習会内容に応じた最適な実施形態を選択していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○笹井座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からご説明がありました東京都8020運動推進特別事業に関する令和5年度の実施結果と、令和6年度の実施計画、令和6年度の新規事業についてのご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、東京都8020運動推進特別事業の令和5年度の実施内容、令和6年度の実施予定につきまして、皆様にお諮りをしたいと思います。ご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。挙手していただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ご承認いただいたということとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議事については以上でございます。

最後に、全体を通して、委員の皆様から何かご意見やご質問がございましたらお願いいたします。荒井委員、どうぞ。

○荒井委員 来年度の新規事業のところでも、障害者の関係の整備の補助事業が始まるですとか、

あと前半の歯科保健推進計画の中でも、障害者の歯科保健の記載のところがありました。

少し感想も含めてですが、私どものビルの中に障害者の方が利用する都立心身障害者口腔保健センターなどもありまして、ご家族に付き添われて通われている方と、よくエレベーターの中でも一緒になるのですが、そういう状況を見ますと、かなりご高齢のご両親と一緒に通われている障害のある方もたくさんいらっしゃいます。

専門的な治療ということであれば、そこもちろんそういう関わりも必要だと思うんですが、推進計画の中にも記載が今回あったと思うのですが、身近なかかりつけ歯科医というような形で、もう少しご自宅の近くで地域の障害者の歯科医療体制も整えば、通うことができるという状況もどの程度あるのかなとか、そういうところも含めて、よりそれぞれの専門性と身近なところでのかかりつけ歯科医みたいな、治療の使い分けではないんですが、そういうような体制がより充実したらいいと思います。

ご高齢の親御さんがいつまで付き添って、電車に乗って都心まで来られるのかなというところを、日々思うところもありましたので、そのあたりの意見を述べさせていただきました。

あと、推進計画の中にも障害施設利用者のかかりつけ歯科医の統計の表を、48ページ以降でしたか、うろ覚えですが、少しありまして、そちらを見ますと、平成25年から令和4年のところで、健診されている方の率が下がっているような表もありました。

これが一体どういう背景で、そのこと自体がどういう意味があるのかなというのが分からなかったのですが、登録医が少ないのか、歯が健康になったから利用が減っているのかとか、そういうところも含めて、状況はよく分からないんですが、全体として障害のある方の歯科医療というところが、積極的にかかりたいときにかかれるみたいなどころまでもっていけるのが理想だとは思っています。

ですので、そういう目線で見たときに、今回こういういろいろ記載があるところが、どういうような関連性を持ってより何かに重点を置いて整えていくべき事案がどこにあるのかといったところを、今後も引き続き見ながらこういう計画を盛り込んでいけるといいのではないかと思いましたが、全体の数字の状況が分からない中での一意見ではあるんですが、日頃見ているところでの感想も含めて少し意見を述べさせていただいたところです。ありがとうございます。

○笹井座長 ご意見ということですので、よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

ございませんか。

では、ありがとうございます。第一次改定につきましては、皆様にも大変ご協力をいただいて、充実した内容の最終案になったかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田村歯科担当課長 委員の皆様方、本日はどうもありがとうございます。Web開催ということで、最初の部分でカメラが映らなかったというところもあったかと思いますが、ご議論をいただいてありがとうございます。

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定)案につきましては、本日のご議論を踏まえまして、内容を確定させていただきたいと思えます。今後、計画としての冊子のデザインや内容

に関する委託契約を実施しまして、3月末を目途に改定のプレス発表、冊子の印刷を予定しています。

一方、東京都保健医療計画（第七次改定）につきましては、東京都医療審議会におきまして、2月16日と3月26日にそれぞれ付議した上で、3月29日に改定とプレス発表を予定してございます。歯科保健推進計画もこの時期に合わせてプレス発表する予定でございます。

冊子につきましては、恐らく年度が変わってからになると思いますが、委員の皆さま方にはお送りできると思います。

最後に、議事録の取扱いでございますが、今後、議事録、当日の資料につきましては、東京都のホームページで公開していきたいと考えております。後日、会議録をお送りさせていただきますので、ご確認の上、返送いただければと思います。

それでは、本日はありがとうございました。以上で終わりにいたします。

(午後7時40分 閉会)